

藤沢市社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地を賃借して保育所を設置経営する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、その設置経営する保育所の育成及び健全なる運営を図り、児童福祉の向上に資するため、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象保育所)

第2条 補助の対象とする保育所は、児童福祉法第35条第4項の規定に基づく認可を受け、この市に設置された保育所で、土地を保育所用地として賃借している保育所とする。ただし、当該土地の貸主が個人であって、その貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）等法人と特別の関係にある者である場合を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の賃借料の2分の1以内とし、予算の範囲内とする。
ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、事業着手までに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地賃貸借契約書の写し
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 用地見取り図

(補助金交付決定)

第5条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定をされた法人は、既に交付の決定を受けた補助金の額の変更を受けようとするときは、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金変更交付申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、第5条の規定により交付決定した年度の年度末とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(事業完了届及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた法人は、社会福祉法人立保育所用地賃借料補助金事業完了届兼実績報告書(第6号様式)に次に掲げる関係書類を添付し、当該年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 賃借料支払領収書等の写し

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 昭和50年4月1日付施行の民間保育所用地賃借料補助金支給要綱は廃止する。

(検討)

3 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第2条ただし書の規定は、令和3年4月1日以後に設置又は移転した保育所について適用し、同日前に補助の対象となった保育所については、なお、従前の例による。